イ　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす暖冷房衛生設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
(ｱ)　建物用途　「研修・交流施設、体育館・屋内運動施設、宿泊施設、倉庫」以外の建物
(ｲ)　構造・階数　構造は定めない・地上９階以上地下２階以上
(ｳ)　建物規模　延べ面積24,000㎡以上
(ｴ)　工事種目　空気調和設備又は衛生設備
⑶　共同企業体の代表者以外の構成員
ア　裁判所の平成25・26年度における管工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,000点以上であること（上記２⑴イの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した管工事に係る総合点数が1,000点以上であること。）。
イ　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす暖冷房衛生設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
(ｱ)　建物用途　「研修・交流施設、体育館・屋内運動施設、宿泊施設、倉庫」以外の建物
(ｲ)　構造・階数　構造は定めない・地上３階以上
(ｳ)　建物規模　延べ面積8,000㎡以上
(ｴ)　工事種目　空気調和設備又は衛生設備
⑷　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、共同企業体の代表者以外の構成員は次のア及びエの基準を満たす主任技術者を専任で配置できること。
ア　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。）上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」、「上下水道部門」又は「衛生工学部門」とするものに限る。）に合格した者）、技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）に定める技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」、「水道部門」又は「衛生工学部門」とするものに限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。
イ　元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす暖冷房衛生設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）に従事した経験を有する者であること。
(ｱ)　建物用途　「研修・交流施設、体育館・屋内運動施設、宿泊施設、倉庫」以外の建物
(ｲ)　構造・階数　定めない
(ｳ)　建物規模　延べ面積8,000㎡以上
(ｴ)　工事種目　空気調和設備
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること（開札日において有効なものであること。）。
エ　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用とは、申請書提出期限の日時点で３か月以上の雇用関係があることをいう。
３　総合評価に関する事項
⑴　評価項目
ア　施工体制
イ　工事特性を考慮した技術提案
「ダクト、配管及び機器・器具の耐震性能向上に関する技術提案」
ウ　工事全般の施工計画
「使用機材の管理に関する技術的所見」
⑵　総合評価の方法
ア　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。
イ　施工体制評価点及び加算点　上記⑴の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（入札説明書参照。）。
ウ　評価値　総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記ア、イにより得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
評価値＝（標準点＋施工体制評価点及び加算点）／入札価格
⑶　落札方法
ア　入札参加者は、次の(ｱ)及び(ｲ)の要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。
(ｱ)　入札価格が予定価格の範囲内であること。
(ｲ)　提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。
イ　上記アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。
４　入札手続等
⑴　担当部局　〒102―8651 東京都千代田区隼町４－２　最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係　電話03―3264―8111　内3909
⑵　入札説明書の交付期間、場所等　平成26年８月18日から平成26年12月５日まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで　上記４⑴に同じ。
⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
ア　提出期間　平成26年８月18日から平成26年９月12日まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。
イ　提出場所　上記４⑴に同じ。
ウ　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得た場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）すること。
⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
ア　平成26年11月10日から平成26年12月８日まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。
イ　提出場所　上記４⑴に同じ。
ウ　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）により提出すること。
⑸　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記４⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
ア　入札書の締切日時
(ｱ)　電子入札対応の場合　平成26年12月８日午後１時30分
(ｲ)　紙入札方式による場合　平成26年12月８日午後１時30分（必着）
イ　開札の日時及び場所　平成26年12月９日午後２時30分　最高裁判所事務総局経理局営繕課
５　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
ア　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））又は銀行等の保証（取扱官庁　最高裁判所）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
イ　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。